

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 33 号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例

新潟市ひまわりクラブ条例（平成5年新潟市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表秋葉区の項中

「

矢代田ひまわりクラブ	新潟市秋葉区矢代田5596番地
------------	-----------------

」

を

「

矢代田ひまわりクラブ	新潟市秋葉区矢代田5596番地
小合東ひまわりクラブ	新潟市秋葉区小戸上組234番地

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 小合東ひまわりクラブの入会の許可及び許可の取消し、退会の届出、利用料の免除、指定管理者の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市ひまわりクラブ条例の規定の例により行うことができる。